

川越地区消防組合に設置する自動販売機の仕様について

1 外観等

(1)外観色

外観色は、設置場所が公共施設であることに配慮した色調を原則とするが、詳細は、設置者となった者と消防組合が協議して決定する。

(2)音声等

商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。

(3)セレクション

20以上とすること。

(4)電子マネー

複数の電子マネー及びQRコードでの支払いに対応すること。

2 環境対策

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条の規定に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（令和5年3月28日経済産業省告示第23号）において示された基準を満たしていること。

3 防災対策

災害時及び災害派遣時に自動販売機内すべての商品の無償提供が可能な機能があること。

4 安全対策

(1)転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付規準」（日本自動販売システム機械工業会作成）等に準拠して適切な措置を講ずるものとする。

(2)食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等に準拠して、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(3)防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）等に準拠して、犯罪防止に努めるものとする。

5 使用済容器の回収

(1)回収ボックスの設置

飲料自動販売機において販売する容器の種類（缶、ペットボトル）ごとに分別ができる回収ボックスを、原則として、自動販売機わきに設置する。ただし、詳細は、設置者となった者と川越地区消防組合が協議して決定する。

(2)回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製

イ 容量等 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
また、飲料内容物が漏れ出さない構造とする。

(3)使用済み容器の回収・処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。